

令和3年度 第2回

川西市市営住宅入居申込案内書

募集期間 令和3年11月8日（月）から令和3年11月17日（水）まで

申込方法 申込書とはがき2枚を添付の封筒に入れて、郵送もしくは市営住宅管理センターへ持参してください。（11月17日（水）付までの消印があり、11月19日（金）到着分まで有効）

※封筒（申込書とはがき2枚が入っています）は案内書に挟んでいます。

※申し込みは、1世帯につき1通に限ります。（2通以上の申し込みをされた場合は、すべての申込書が無効になります）



問い合わせ先

川西市営住宅管理センター

〒666-0016 川西市中央町3番2号 川西北ビル5階

電話番号 072-740-1090

目 次

	ページ
申し込みから入居まで	1
申込資格	2～3
優先枠住宅について	4
期限付き住宅について	5
申し込みに際し了承・注意していただくこと	6
募集住宅位置図（全体）	7
募集住宅一覧表	8～9
募集住宅位置図（戸別）および間取り図	10～13
資料	14～24
【資料1】 収入基準について	
【資料2】 政令月収の求め方（計算方法）	
【資料3】 控除額一覧表	
【資料4】 政令月収額の算出例	
【資料5】 川西市市営住宅入居申込書（記入例）	
【資料6】 はがき（記入例）	
【資料7】 入居申込案内書 語句の説明	

申し込みから入居まで

申し込み

令和3年11月8日(月)から令和3年11月17日(水)まで
申込書の提出は郵便もしくは市営住宅管理センターへの持参とします。
郵便の場合、令和3年11月17日(水)付けまでの消印があり令和3年11月19日(金)到着分までを有効とします。

抽 選

申込者が募集戸数を上回ったときは、公正な立会人の下で公開抽選を行い、仮当選者等を決定します。公開抽選の日時は下記の通りです。
なお、抽選番号は申込書受付後、各申込者にはがきにてお伝えします。

◆公開抽選日時について

公開抽選日：令和3年12月9日（木）

抽選会場：市役所地下1階「B02会議室」

団地ごとの抽選時間を設定しております。

※注意 … 入場は1世帯につき1人とさせていただきます

抽選時間	募集团地（○数字は今回の募集住宅番号です）
9時35分	優先枠住宅 ① ② 加茂桃源団地 1号棟 ③ 加茂桃源団地 3号棟
9時50分	シルバーハウジング ④加茂桃源団地 2号棟 ⑤加茂桃源団地 4号棟 期限付き住宅 ⑥栄南団地 1号棟 一般募集住宅 ⑦ ⑧花屋敷 E棟 ⑨加茂桃源団地 1号棟 ⑩加茂桃源団地 2号棟 ⑪加茂桃源団地 3号棟

結果報告

抽選の結果（仮当選・補欠仮当選・落選）は令和3年12月下旬頃までに各申込者にはがきにて通知します。**電話での問合せに対する対応は行いません。**抽選の結果は、令和3年12月9日(木)の公開抽選終了後HPにて公表いたします。また、公開抽選日から1週間程度、川西市営住宅管理センターおよび市役所住宅政策課（5階3番）に掲示します。

書類審査

仮当選された方は、入居される家族全員の収入証明書(令和3年度市県民税課税証明書等)、住民票の写し、その他必要書類を提出の上、資格審査を受けていただき入居の可否を決定します。これらの提出日・必要書類については、別途仮当選者に通知します。指定期日までに提出がない場合は失格となります。審査の結果は令和4年2月上旬までに通知します。

入居説明会

入居にあたっての説明と住戸の鍵をお渡しします。指定日までに家賃1ヶ月分と敷金として家賃の3ヶ月分を納付していただきます。
※家賃のお支払いは、口座振替となります（振替日：毎月5日）

入 居

入居許可日は、令和4年3月1日(火)を予定し、別途指定します。
許可日から14日以内に全員入居していただきます。正当な理由なく入居されない場合は、入居辞退とみなします。

申込資格

市営住宅に応募される方は、次の(1)から(6)の要件（(2)は①か②のどちらか）をすべて満たしていることが必要です。

(1) 居住地域

市営住宅に入居申込時点で、市内在住又は市内在勤3年以上の方

- ・住民票や在職証明書等でその事実が確認できること

(2) 家族構成

①家族構成が夫婦または親子を主とする2人以上の世帯

※婚約者と申し込む場合は、入居日までに入籍（内縁を含む）できる方

※内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫又は未届けの妻となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる方

※パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている場合は、受領証でパートナーであることを確認できる方

②次のいずれかの条件に該当される単身世帯（単身可の記載がある住戸のみ）

ア 満60歳以上の方（令和3年11月17日時点）

イ 1級から4級の身体障害者手帳をお持ちの方

ウ 1級から3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

エ AからB2の療育手帳をお持ちの方

オ DV（配偶者等からの暴力）被害者

カ 生活保護受給者

キ その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等）

※戸籍謄本・住民票等で単身であることが確認できる方

※オに関しては配偶者等からの暴力（DV）を受けた被害者で以下のいずれかに該当する方を言います。

a DV法第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定による一時保護又はDV法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

b DV法第10条第1項（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

※常に介護が必要な方で、かつ、住居においてこれを受けることができず、又は受けることが困難と認められた方は申し込みできません。

（判断が困難な場合は事前にその旨をお申出ください。当選後の資格審査において、場合によっては一定書類の提出や、面接等により調査を行うことがあります）

注 意

※原則として、申し込み時点の世帯構成に限る

※離婚予定の方の申し込みは、入居日までに離婚が成立（戸籍謄本で確認できること）していること

※胎児は人数に含みません

(3) 収入条件

入居に際しては募集住宅ごとに「政令月収額」の上限が異なります。
一般世帯の政令月収額は158,000円以下となっておりますが、団地ごとの具体的な金額は14ページ【資料1】に記載しておりますので、ご確認ください。

(4) 住宅困窮理由

- 現在、住宅に困窮している世帯で下のいずれかの理由に当てはまる世帯
 - ・倉庫や事務所など住宅でない場所に居住している
 - ・崩壊の危険がある住宅や衛生上環境の悪い住宅に居住している
 - ・他の世帯と同居していて生活上不便を受けている
 - ・住宅がないため、親族と同居できない
 - ・住宅の規模や設備、間取りが世帯構成にあっていない
 - ・正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない
 - ・通勤に著しく時間がかかっている
 - ・収入に比べて著しく家賃が高い
 - ・その他、住宅に困窮していることが明らかと認められる

(5) 申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

(6) 入居許可日から14日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方

申し込み出来ない方

(a) 現在、公的住宅（市営・県営住宅）にお住まいの方

※市営住宅の「期限付き住宅」にお住まいの方を除く

(b) 申込者ならびに同居者に居住の有無を問わず持家がある場合

※申し込み日時点で証明書類（売買契約書等）を提出できる方を除く

(c) 友人等の寄合世帯

(d) 兄弟、姉妹のみの世帯

但し、申し込み時点で過去5年以上にわたり同居されている場合は同一世帯とみなされますので申し込みが可能となります。

(e) 同居していない親族の方と世帯合体させての申し込みをされる方

(f) 所得の申告をされていない方（申込者、同居人とも申告義務者は全て）

(g) 市税（国民健康保険税および介護保険料を含む）を滞納されている方

(h) 婚姻していない未成年者の方

優先枠住宅について

下記に該当する世帯の申込者のみが優先枠住宅に申し込むことができます。

優先枠住宅に申し込まれる方はさらに『一般募集住宅』からも1戸申し込むことができます。(任意)その場合は先に優先枠住宅の抽選を行い、優先枠住宅に仮当選されますと、一般募集住宅抽選には参加できませんので、ご理解の上、申し込みください。

※シルバーハウジング、期限付き住宅には追加申し込みできません

(1) 高齢者世帯

申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれかが満60歳以上又は満18歳未満の方である世帯

(2) 中度以上の障がい者がいる世帯

手帳	程度
身体障害者手帳	1～4級
精神障害者保健福祉手帳	1～2級
療育手帳	AまたはB1判定
障害年金	1～2級

※戦傷病者手帳をお持ちの方や原子爆弾被爆者の方は別途お問合せください。

(3) ひとり親世帯

20歳未満の子を扶養している母と子若しくは父と子の世帯

(4) 生活保護者世帯

生活保護法第6条第1項に規定する被保護者世帯

(5) DV（配偶者からの暴力）被害者のいる世帯

以下のいずれかに該当する配偶者等からの暴力を受けた被害者のいる世帯

- ア DV法第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定による一時保護又はDV法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- イ DV法第10条第1項（DV法第28条の2において準用する場合を含む）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- ウ 県立女性家庭センター等において、配偶者からの暴力を理由として一時保護（DV法第3条第3項第3号の規定による一時保護をいう）をした又はしている者、配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所者及び退所者（女性家庭センター等の証明が必要）

(6) 被災者世帯

被災市街地復興特別措置法第5条第1項第1号及び同法第21条に該当し、現に住宅に困窮している世帯

※上記の法律に該当する災害かどうかの判断がつかない場合はお問合せください。

(7) 引揚者世帯

海外からの引揚者で、本邦に引揚日から起算して5年を経過していない者がいる世帯

(8) 犯罪被害者世帯

犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方がいる世帯

期限付き住宅について

期限付き住宅とは、子育て世帯を支援する目的の住宅です。入居期間は許可日から10年以内となります。期間経過後は退去していただく住宅です。

(1) 申込資格

2・3ページの申込資格をすべて満たし、かつ入居申し込み時点で、中学校を卒業するまでの子と同居している3人以上の世帯。

なお、期限付き住居については、申込対象世帯が市外在住であっても「対象世帯の親」が川西市内在住であれば申し込み可能です。

(申し込み可能例) 対象世帯の居住地 神戸市
対象世帯の親の居住地 川西市

注 意

※「申し込み可能例」に記載の通り対象世帯が川西市外に居住しておられても市営住宅への申し込みは可能ですが、川西市内にお住まいの親との同居は、同一世帯ではないため出来ません。

(3ページ(e)の通り)

※対象世帯の親とは、申込者とその配偶者どちらの親も対象です。

(2) 期間

入居期間は許可日から10年間の期限となります。(厳守)

申し込みに際し了承・注意していただくこと

- (1) 申し込みは、1世帯につき1通に限ります。
(2通以上の申込みをされた場合は、すべての申込書が無効になります)
- (2) 世帯の人数に応じた住宅へお申し込みください。
- (3) 住宅困窮度、所得、市税等納付状況等については、必要に応じて事実の調査を行うことがあります。
- (4) 申し込み後の同居親族等の変更はできません。
- (5) 抽選の後、仮当選になった方については、必要書類を提出していただき、入居資格審査を行います。入居資格審査にあたり、申請等の内容が事実と異なるとき、もしくは当該内容が資格審査時まで継続されていないときは、失格となります。なお、補欠仮当選になった方も同様です。
- (6) 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見することはできません。
川西市営住宅管理センターにて一部写真を公開します。
- (7) 住戸内は破損の著しいものに限り修繕していますが、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。
- (8) 入居後は、家賃のほかに毎月団地内の共同施設の維持費の内、電気料金等の共益費についても、入居者に負担していただきます。
- (9) 市営住宅では、犬・猫・鳥等の動物の飼育はできません。それらを飼っている方は、入居までに誰かに譲るなどする必要があります。
- (10) 入居後は、毎年、前年の収入を申告していただきます。(毎年8月頃)
- (11) 入居から5年を経過後、収入が一定額以上になった場合には高額所得者と認定され、近傍同種の住宅の家賃もしくは割増賃料が適用されるとともに一定期間内に住宅の明渡しをしていただきます。
- (12) 入居される世帯以外の方を緊急連絡先として登録していただきます。
- (13) 家賃は銀行の口座振替で納めていただきます。(毎月5日)

募集住宅位置図（全体）

間取り図は各団地の代表的なタイプを概略で示したものであり、募集する住宅とは現況が異なる場合があります。



	申込住宅				最寄駅・バス停
	申込住宅番号	団地名	間取り	専用床面積	
①	7	花屋敷団地 E 棟	3DK	56.21 m ²	川西能勢口駅より徒歩 7 分
	8	花屋敷団地 E 棟	3DK	56.21 m ²	
②	☆6	栄南団地 1号棟	4DK	70.30 m ²	川西能勢口駅より徒歩 1 分
③	1	加茂桃源団地 1号棟	3DK	63.00 m ²	川西能勢口より阪急バス で10分 加茂小学校前下車 徒歩1分
	2	加茂桃源団地 1号棟	3DK	63.00 m ²	
	3	加茂桃源団地 3号棟	3DK	63.00 m ²	
	★4	加茂桃源団地 2号棟	1DK	31.50 m ²	
	★5	加茂桃源団地 4号棟	1DK	31.50 m ²	
	9	加茂桃源団地 1号棟	3DK	63.00 m ²	
	10	加茂桃源団地 2号棟	3DK	63.00 m ²	
	11	加茂桃源団地 3号棟	3DK	63.00 m ²	

※太字 = 優先枠住宅、☆付き番号 = 期限付き住宅、★付き番号 = シルバ・ハウジング、その他番号 = 一般募集住宅

募集住宅一覧表

◆優先枠住宅 (優先枠に該当する申込者のみ申し込みができます)

世帯人数	申込住宅番号	団地名 (所在地)	建設年度 構造 間取り・面積	風呂設備 (注1)	エレベーター	小学校区	令和3年度月額家賃 (注2)	階数
2人以上	1	加茂桃源団地 1号棟 (加茂4丁目8番1号)	平成5年度 鉄筋7階建 3DK・63.00㎡	設備付き	あり	加茂	①28,800 ④42,900 ②33,200 ⑤49,000 ③38,000 ⑥56,500	3階
2人以上	2	加茂桃源団地 1号棟 (加茂4丁目8番1号)	平成5年度 鉄筋7階建 3DK・63.00㎡	設備付き	あり	加茂	①28,800 ④42,900 ②33,200 ⑤49,000 ③38,000 ⑥56,500	5階
2人以上	3	加茂桃源団地 3号棟 (加茂4丁目8番3号)	平成2年度 鉄筋7階建 3DK・63.00㎡	設備付き	あり	加茂	①28,100 ④41,800 ②32,400 ⑤47,700 ③37,000 ⑥55,100	5階

※家賃欄の①～⑥は下表の家賃区分を表しています。

注意

優先枠住宅に申し込まれる方はさらに『一般募集住宅』からも1戸申し込むことができます。(任意) その場合は先に優先枠住宅の抽選を行います。優先枠住宅に仮当選されますと、一般募集住宅抽選には参加できませんので、ご理解の上、申し込みください。

※シルバーハウジング、期限付き住宅には追加申し込みできません

◆シルバーハウジング ※単身での申込が可能です

世帯人数	申込住宅番号	団地名 (所在地)	建設年度 構造 間取り・面積	風呂設備 (注1)	エレベーター	小学校区	令和3年度月額家賃 (注2)	階数
2人以下	4	加茂桃源団地 2号棟 (加茂4丁目8番2号)	平成6年度 鉄筋7階建 1DK・31.50㎡	設備付き	あり	加茂	①14,600 ④21,800 ②16,900 ⑤24,900 ③19,300 ⑥28,800	4階
2人以下	5	加茂桃源団地 4号棟 (加茂4丁目8番4号)	平成6年度 鉄筋7階建 1DK・31.50㎡	設備付き	あり	加茂	①14,600 ④21,800 ②16,900 ⑤24,900 ③19,300 ⑥28,800	6階

※家賃欄の①～⑥は下表の家賃区分を表しています。

- ・シルバーハウジングは、満60歳以上の自炊が可能な程度の健康状態である方を募集対象とした住宅です。ただし、夫婦の場合は一方が60歳以上であれば足りません。緊急通報システムや生活援助員による生活相談などのサービスが受けられるため、家賃や共益費のほかに、別途収入に応じてこれらのサービス費用を負担していただきます。また、固定電話の設置が必要になります。

◆期限付き住宅（中学校を卒業するまでの子と同居している世帯が対象です）

世帯人数	申込住宅番号	団地名 (所在地)	建設年度 構造 間取り・面積	風呂設備 (注1)	エレベーター	小学校区	令和3年度月額家賃 (注2)	階数
3人以上	6	栄南団地 1号棟 (栄町27番1号)	昭和57年度 鉄筋11階建 4DK・70.30㎡	設備付き	あり	川西	34,700円	3階

・栄南団地1号棟は10年間の期限付き住宅です。 ※詳しくは5ページで確認してください。
(居住期間) 令和4年(2022年)3月1日から10年間です。

◆一般募集住宅

世帯人数	申込住宅番号	団地名 (所在地)	建設年度 構造 間取り・面積	風呂設備 (注1)	エレベーター	小学校区	令和3年度月額家賃 (注2)	階数
2人以上	7	花屋敷団地 E棟 (花屋敷1丁目14番15号)	昭和53年度 鉄筋5階建 3DK・56.21㎡	浴室のみ	なし	桜が丘	21,500円	4階
2人以上	8	花屋敷団地 E棟 (花屋敷1丁目14番15号)	昭和53年度 鉄筋5階建 3DK・56.21㎡	浴室のみ	なし	桜が丘	21,500円	5階
2人以上	9	加茂桃源団地 1号棟 (加茂4丁目8番1号)	平成5年度 鉄筋7階建 3DK・63.00㎡	設備付き	あり	加茂	①28,800 ④42,900 ②33,200 ⑤49,000 ③38,000 ⑥56,500	7階
2人以上	10	加茂桃源団地 2号棟 (加茂4丁目8番2号)	平成6年度 鉄筋7階建 3DK・63.00㎡	設備付き	あり	加茂	①29,300 ④43,700 ②33,900 ⑤49,900 ③38,700 ⑥57,600	7階
2人以上	11	加茂桃源団地 3号棟 (加茂4丁目8番3号)	平成2年度 鉄筋7階建 3DK・63.00㎡	設備付き	あり	加茂	①28,100 ④41,800 ②32,400 ⑤47,700 ③37,000 ⑥55,100	2階

※家賃欄の①～⑥は下表の家賃区分を表しています。

【家賃区分】

家賃区分	裁量階層世帯 (15ページ参照)					
	①	②	③	④	⑤	⑥
政令月収額	0 }	104,001 }	123,001 }	139,001 }	158,001 }	186,001 }
	104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000

注1 風呂設備について

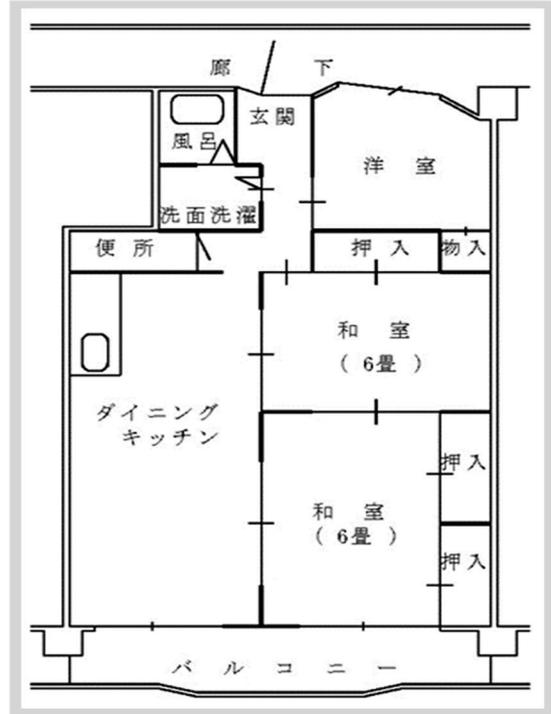
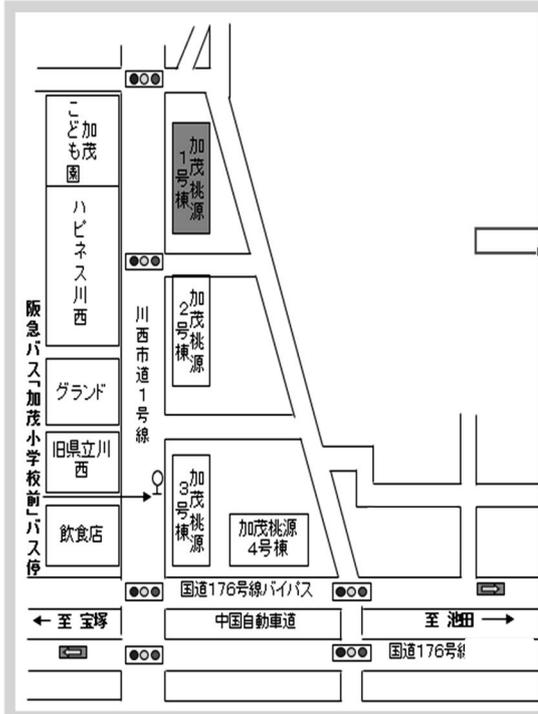
- ・「設備付き」とありますが、将来までの性能を保障したものではありません。故障した際は、修繕費用を入居者に負担していただきます。
- ・「浴室のみ」となっている住宅については、本来風呂設備はありません。しかし、今回の住宅は前入居者が設置した風呂設備があり、使用の安全点検を実施済みですが、設備付きと同様に将来までの性能を保証したものではありません。故障した際は、修繕及び更新費用等を入居者に負担していただきます。

注2 家賃は毎年度見直されます。

募集住宅位置図（戸別） および間取り図

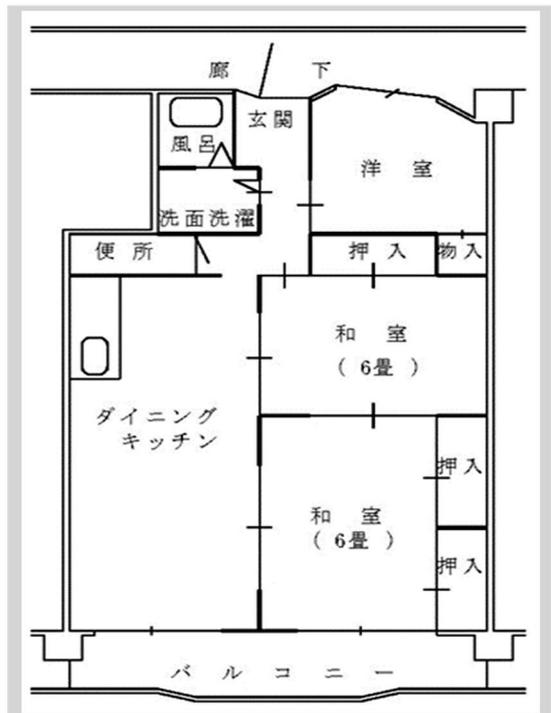
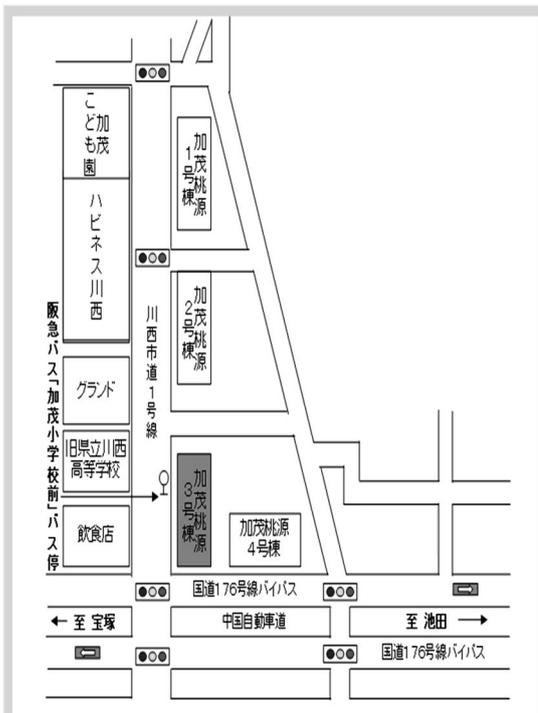
【 申込住宅番号 】 1 番 ・ 2 番 ・ 9 番

【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 1号棟（3DK、63.00㎡）



【 申込住宅番号 】 3 番 ・ 11 番

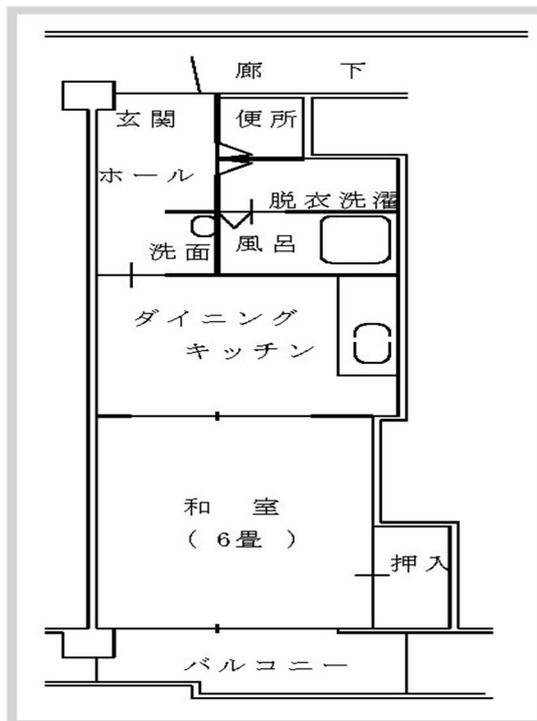
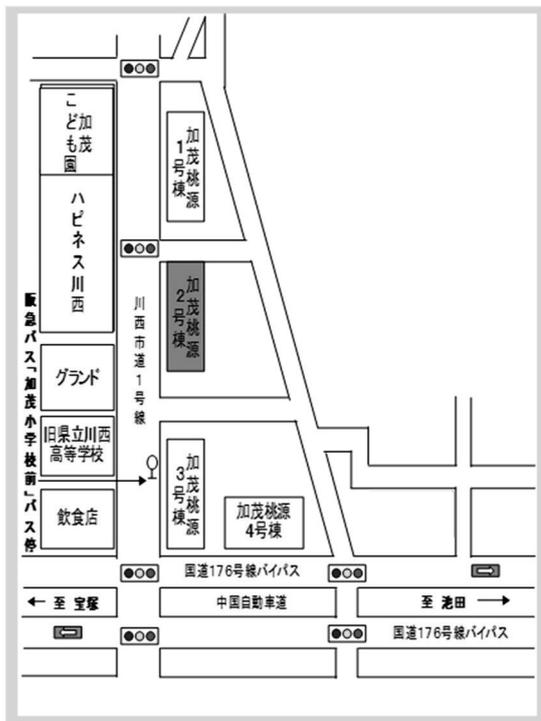
【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 3号棟（3DK、63.00㎡）



実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

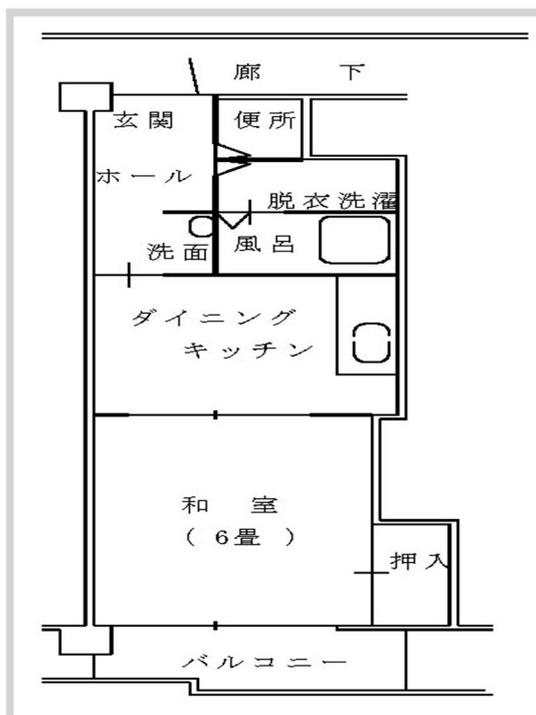
【 申込住宅番号 】 4番

【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 2号棟 (1DK、31.50㎡)



【 申込住宅番号 】 5番

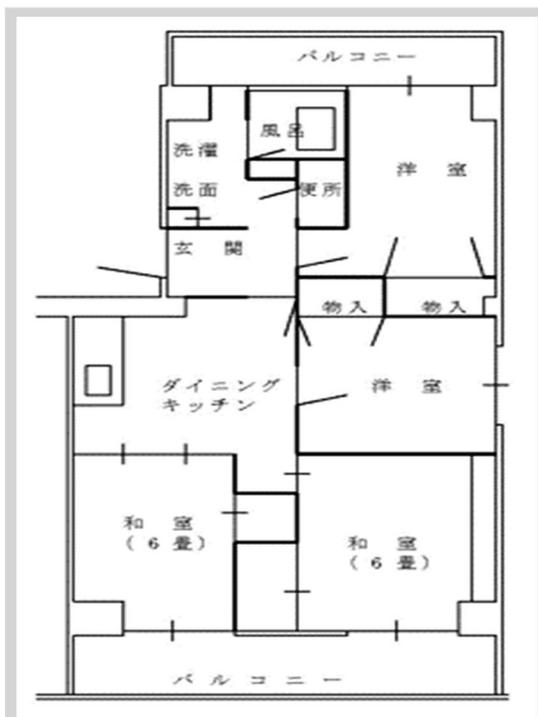
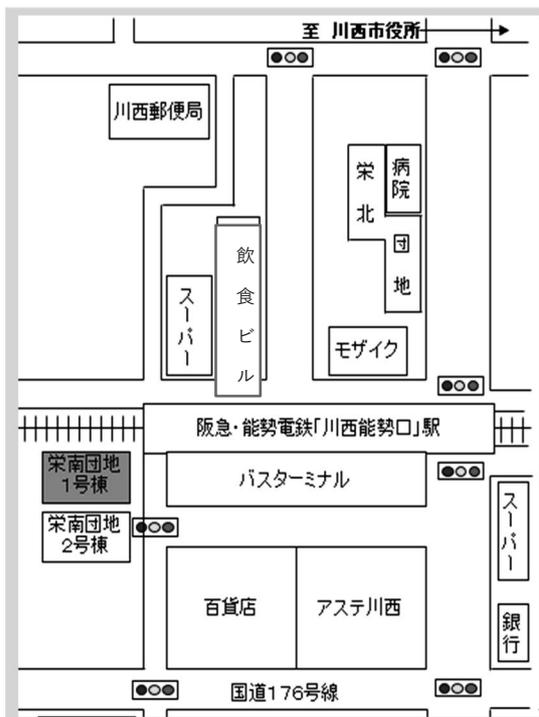
【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 4号棟 (1DK、31.50㎡)



実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

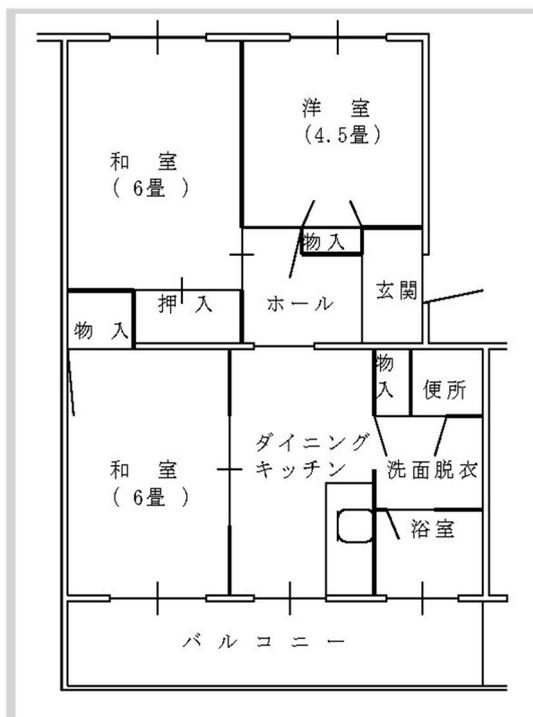
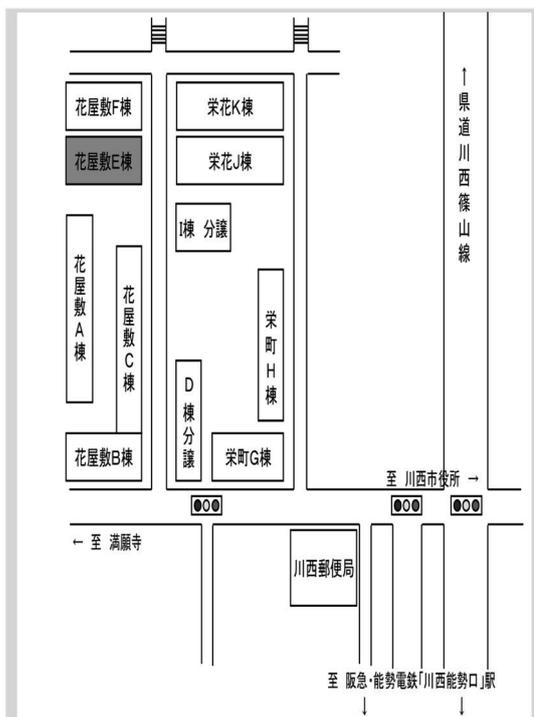
【 申込住宅番号 】 6番

【 団地名・間取り 】 栄南団地 1号棟 (4DK、70.30㎡)



【 申込住宅番号 】 7番・8番

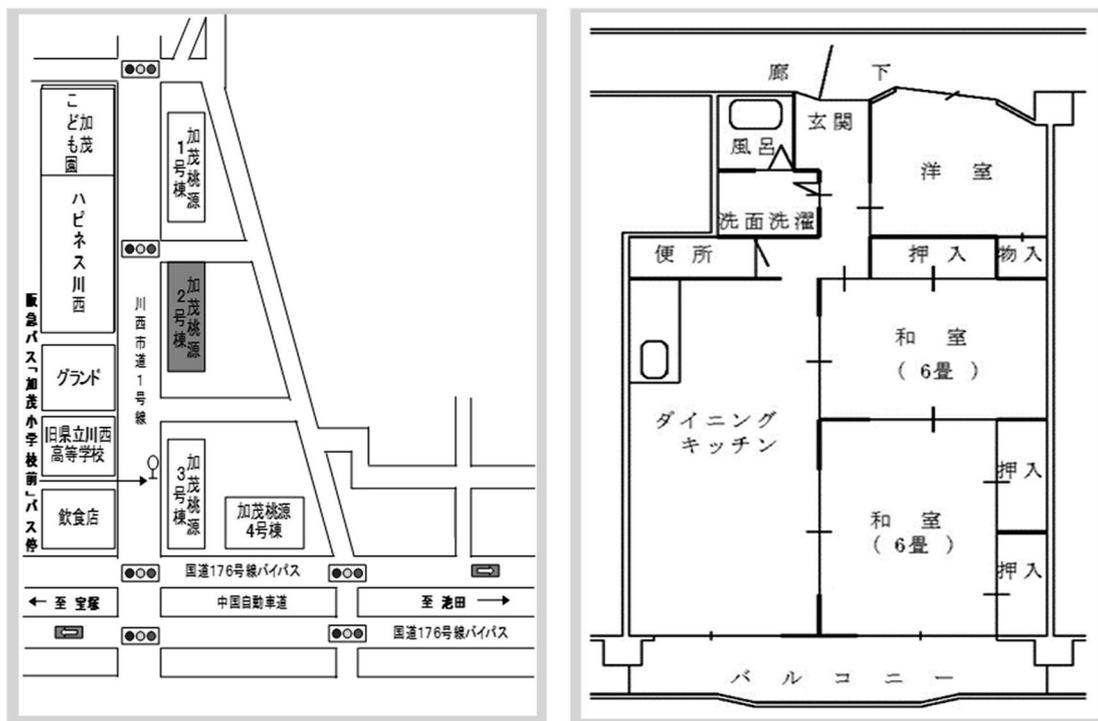
【 団地名・間取り 】 花屋敷団地 E棟 (3DK、56.21㎡)



実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

【 申込住宅番号 】 10番

【 団地名・間取り 】 加茂桃源団地 2号棟 (3DK、63.00㎡)



実際の住宅は、バルコニーの形状が異なったり、反転モデルになる場合があります。

収入基準について

1. 入居収入基準

政令月収額が158,000円以下の方が申し込みできます。

ただし、花屋敷団地を申し込まれる方は114,000円以下でないと申し込み出来ません。

また、裁量階層世帯（下記の表に該当する世帯）の政令月収額は表に記載通りです。

該当世帯		該当要件	政令月収額			
			加茂桃源団地 栄南団地	花屋敷団地		
裁量階層世帯	高齢者世帯	下記、①②の両方に該当する世帯 ①申込者が満60歳以上 ②申込者を除く入居予定の方のいずれかが満60歳以上又は満18歳未満の方である世帯	214,000円 以下	139,000円 以下		
	障がい者世帯	入居する方の中に①～④に該当する方がいる世帯			手帳	程度
					①身体障害者手帳	1～4級
					②精神障害者保健福祉手帳	1～3級
					③療育手帳	AまたはB1、B2判定
	④障害年金	1～2級				
	子育て世帯	中学校を卒業するまでの子供がいる世帯				
	若年世帯	合計年齢が80歳未満の夫婦世帯（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者。その他婚姻の予定者を含む）				
	ひとり親世帯	配偶者（内縁関係を含む）のない方で、かつ、同居者に扶養親族である18歳未満の子がある世帯				
戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表の3の第1款症の障がいのある方がいる世帯					
被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯					
引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引き揚げ日から5年未満の方がいる世帯					
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等、に該当する方がいる世帯					
上記以外の一般世帯			158,000円 以下	114,000円 以下		

※年齢は令和3年11月17日時点の満年齢です

政令月収額の求め方（計算方法）

[計算の順序]

- (1) 収入の種類別に所得金額を計算する
- (2) 各自の総所得金額を計算する
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 1.2 で割って政令月収額を計算する

1. 種類別所得金額の計算

(1) 給与所得の場合

年間総収入額を計算してから、年間給与所得金額を計算します。

2人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

仕事を始めた時期	計算の仕方
現在の勤務先に令和2年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和2年分の源泉徴収票の支払金額欄の金額
現在の勤務先に令和2年1月2日以後に就職し、現在までに1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月分の総収入額
現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに計算した推定金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$

円

◆年間給与所得金額の精算

年間総収入(支払)金額	給与所得金額の算出式
551,000 円未満	給与所得金額 = 「0」 円
551,000 円以上～ 1,619,000 円未満	支払金額 - 550,000 円 = 給与所得金額
1,619,000 円以上～ 1,620,000 円未満	給与所得金額 = 「1,069,000」 円
1,620,000 円以上～ 1,622,000 円未満	給与所得金額 = 「1,070,000」 円
1,622,000 円以上～ 1,624,000 円未満	給与所得金額 = 「1,072,000」 円
1,624,000 円以上～ 1,628,000 円未満	給与所得金額 = 「1,074,000」 円
1,628,000 円以上 ｝ 1,800,000 円未満	次のとおり端数整理します (ア)支払金額 ÷ 4,000 で算出した答の小数点以下を切り捨てる (イ)上の (ア) で算出した数値に 4,000 を掛ける (ウ)次に (イ) で算出した金額を右の算出式に当てはめる
1,800,000 円以上 ｝ 3,600,000 円未満	
3,600,000 円以上 ｝ 6,600,000 円未満	左の通り端数整理した支払金額 } × 0.6 + 100,000 円 = 給与所得金額 左の通り端数整理した支払金額 } × 0.7 - 80,000 円 = 給与所得金額 左の通り端数整理した支払金額 } × 0.8 - 440,000 円 = 給与所得金額
6,600,000 円以上 ｝ 8,500,000 円以下	
6,600,000 円以上～8,500,000 円以下	支払金額 × 0.9 - 1,100,000 円 = 給与所得金額

円

(2) 年金所得の場合

年間総収入額を計算してから、年間年金所得金額を計算します。

2人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

年金の受給期間	計算の仕方
①引き続き1年以上年金を支給されている方	令和2年分の源泉徴収票の支払金額欄の金額
②年金を受給されてから1年に満たない方	年金証書の支払い年金額

円

◆年間年金所得金額の計算

	収入金額	年金所得金額の算出式
65歳以上 の方	1,100,000円以下	年金所得金額 = 「0」円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
65歳未満 の方	600,000円以下	年金所得金額 = 「0」円
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

円

(3) 事業による所得の場合

下表により年間所得金額を計算します。

2人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

事業を始めた時期	計算の仕方
① 令和2年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている方	令和2年分の年間所得金額 (令和2年分の所得税確定申告書控えの所得金額)
② 令和2年1月2日以後に現在の事業を始めて1年以上勤務している方	事業を始めた翌月から12か月の所得金額 計算式：12か月の合計収入金額 - 必要経費
③ 現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	事業を始めた翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに計算した推定金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総所得金額}}{\text{事業を始めた翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12$

円

2. 各自の総所得金額を計算（入居者全員分を計上）

総所得金額 = 給与所得 + 年金所得 + 事業所得等

(各自の総所得金額を計算してください)

3. 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

4. 世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12で割って政令月収額を計算

※控除対象の詳細説明については18・19ページ【資料3】に記載しておりますので、ご確認のうえ控除額を入力してください。

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円× 人 円
2. 同居しない扶養親族	38万円× 人 円
3. 老人扶養親族	10万円× 人 円
4. 特定扶養親族	25万円× 人 円
5-① 特別障がい者	40万円× 人 円
5-② 障がい者	27万円× 人 円
6. 寡婦	27万円× 人 円
7. ひとり親	35万円× 人 円
8. 給与所得者	10万円× 人 円
9. 公的年金等所得者	10万円× 人 円
控除額の合計	円



$$\left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の総所得金額} \\ \hline \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{控除総合計金額} \\ \hline \end{array} \right. \div 12 = \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{政令月収額} \\ \hline \end{array} \right.$$

控除額一覧表

控除対象		範囲	控除額
1. 同居親族		申込住宅に同居する申し込み本人以外の方	38万円
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
3. 老人扶養親族		扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円
4. 特定扶養親族		16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
5. 障がい者	①特別 障がい者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方。 (申込者又は上記1・2の対象者) (1) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（これに該当する人は特別障害者になります） (2) 療育手帳をお持ちの方 （このうち重度(A判定)の方は特別障害者になります） (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 （このうち1級の方は特別障害者になります） (4) 身体障害者手帳をお持ちの方 （このうち1級、2級の方は特別障害者になります） (5) 満65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)又は(4)に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている方 (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 （このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方は、特別障害者となります） (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 （これに該当する人は特別障害者になります） (8) その年の12月31日の現況で引続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方 （これに該当する人は特別障害者になります）	40万円 ②との重複控除は できません
	②障がい者		27万円 ①との重複控除 はできません

控除対象	範囲	控除額
6. 寡 婦	<p>寡婦とは、原則としてその年の12月31日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。</p> <p>① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人</p> <p>② 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。なお、この場合は扶養親族の要件はありません。</p> <p>(注) 夫とは民法上の婚姻関係にある者をいいます</p>	27万円
7. ひとり親	<p>ひとり親とは、原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないことまたは、配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件のすべてに当てはまる人です。</p> <p>① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと</p> <p>② 生計を一にする子がいること この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。</p> <p>③ 合計所得金額が500万円以下であること</p>	35万円
8. 給与所得者 9. 公的年金等所得者	<p>申込者本人または同居親族で過去1年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額）</p>	10万円 1～7と重複して控除できません

※2～7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります

※年齢は令和3年11月17日現在の満年齢です

※控除額は該当者1人についての額です

※給与所得者または公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

政令月収額の算出例

【 年金収入の方の例 】

本人 68 歳、妻 63 歳の 2 人世帯の場合

- ① 年金収入額を確認（令和 2 年分の「源泉徴収票」の支払金額や令和 3 年度「課税証明書」の年金収入欄の金額）
- ② 年金収入額から所得金額を掲載

例	年金収入額
本人(68歳)	2,250,000円
妻(63歳)	790,000円



右の表にあてはめて計算

例	年金所得額
本人(68歳)	1,150,000円
妻(63歳)	190,000円
計	1,340,000円

	収入金額	算出式
65歳以上	1,100,000円以下	0円とする
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円
65歳未満	600,000円以下	0円とする
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円

③ 控除額を計算

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円 × 1人 380,000円
2. 同居しない扶養家族	38万円 × 人 円
3. 老人扶養親族	10万円 × 人 円
4. 特定扶養親族	25万円 × 人 円
5-① 特別障がい者	40万円 × 人 円
5-② 障がい者	27万円 × 人 円
6. 寡婦	27万円 × 人 円
7. ひとり親	35万円 × 人 円
8. 給与所得者	10万円 × 人 円
9. 公的年金等所得者	10万円 × 2人 200,000円
控除額の合計	580,000円

④ 世帯の月収額を計算

政令月収額：63,333円

【 年間所得金額の合計 - 控除額の合計 】 ÷ 12 = 政令月収額

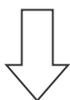
【 1,340,000円 - 580,000円 】 ÷ 12 = 63,333円 (小数点以下切捨)

【給料所得の方の例】

本人43歳、妻40歳、子供17歳、13歳の家族で現在の勤務先に令和2年8月1日に就職した場合

- ① 就職した翌月から1年分の総給料、賞与については給料明細等を用いて計算する
- ② 給料収入額から所得金額を計算

例	給料収入額
本人(43歳)	3,000,000円
妻(40歳)	500,000円



右の表に当てはめて計算

例	給料所得額
本人(43歳)	2,020,000円
妻(40歳)	0円
計	2,020,000円

年間総収入(支払)金額		給与所得金額の算出式
551,000円未満		給与所得金額 = 「0」円
551,000円以上～1,619,000円未満		支払金額 - 550,000円 = 給与所得金額
1,619,000円以上～1,620,000円未満		給与所得金額 = 「1,069,000」円
1,620,000円以上～1,622,000円未満		給与所得金額 = 「1,070,000」円
1,622,000円以上～1,624,000円未満		給与所得金額 = 「1,072,000」円
1,624,000円以上～1,628,000円未満		給与所得金額 = 「1,074,000」円
1,628,000円以上)	次の通り端数整理します。 ア) 支払金額 ÷ 4,000 で算出した答の小数点以下を切り捨てる イ) 上のア) で算出した数値に4,000を掛ける ウ) 次にイ) で算出した金額を右の算出式に当てはめる	左の通り端数整理した支払金額 } × 0.6 + 100,000円 = 給与所得金額
1,800,000円未満)		左の通り端数整理した支払金額 } × 0.7 - 80,000円 = 給与所得金額
1,800,000円以上)		左の通り端数整理した支払金額 } × 0.8 - 440,000円 = 給与所得金額
3,600,000円未満)		
3,600,000円以上)		
6,600,000円未満)		
6,600,000円以上～8,500,000円以下		支払金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 給与所得金額

- ③ 控除額を計算

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円 × 3人 1,140,000円
2. 同居しない扶養家族	38万円 × 人 円
3. 老人扶養親族	10万円 × 人 円
4. 特定扶養親族	25万円 × 1人 250,000円
5-① 特別障がい者	40万円 × 人 円
5-② 障がい者	27万円 × 人 円
6. 寡婦	27万円 × 人 円
7. ひとり親	35万円 × 人 円
8. 給与所得者	10万円 × 1人 100,000円
9. 公的年金等所得者	10万円 × 人 円
控除額の合計	1,490,000円

- ④ 世帯の月収額を計算

政令月収額：44,166円

【年間所得金額の合計 - 控除額の合計】 ÷ 12 = 政令月収額

【2,020,000円 - 1,490,000円】 ÷ 12 = 44,166円 (小数点以下切捨)

【資料5】

令和3年度第2回 川西市市営住宅入居申込書(記入例)

川西市長 令和 年 月 日

私は川西市市営住宅の入居申し込みをします。なお、入居申し込みの資格審査のために住民票・所得・市税等納付状況等の調査を行うことを承諾するとともに、この申込書の記載内容が事実と相違するときは申し込みを無効とされても異議ありません。

申込者	フリガナ	カワニシ イチロウ		申込案内書の8・9ページを参考にして、申込区分にあつ応募住宅を1つ記入してください。		申込住宅	2	
	氏名	川西 一郎						
	現住所	電話番号(固定)	072-740-1090		電話番号(携帯)	090-000-0000		
		(〒666-0016) 川西市中央町3-2						申込住宅番号が1~3の方のみ7~11からも1戸申し込みすることができます
勤務先名称	〇〇商事株式会社			電話番号	072-740-0000			
勤務先所在地	川西市〇〇町1丁目〇〇町 0-0						申込住宅(2つ目)	9

優先枠や裁量世帯に該当される方は申込区分の該当項目すべてに「○」してください。

優先枠世帯(申込案内書の4ページを参考してください)に当てはまる方は○をつけてください。
※障がい者に○をつけられた方は「手帳名」「程度(級)」についても記入してください

<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> 障がい者	手帳名	身体障がい者	ひとり親	生活保護者	DV被害者	被災者	引揚	犯罪被害者
		程度(級)	4級						

入居される方、全員記入願います。なお、申込後の変更(同居人の変更・追加)は認められません。

フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業	持家	所得の種類(○をつけてください)	年間総収入金額	年間総所得金額(給与+年金+事業)	この欄には記載しないでください
カワニシ イチロウ	本人	昭平令 24年1月1日	72	男	有無	有無	給与 年金 事業	1,600,000円 1,000,000円 円	1,050,000円 0円 円	
カワニシ ハナコ	妻	昭平令 25年1月1日	71	女	有無	有無	給与 年金 事業	1,200,000円 円 円	100,000円 円 円	
		昭平令 年月日			有無	有無	給与 年金	円 円	円 円	
		昭平令 年月日			有無	有無		円 円	円 円	
		昭平令 年月日			有無	有無		円 円	円 円	
入居しない扶養親族	有・無	氏名	続柄	年齢				合計	3,800,000円	1,150,000円

★記入上の注意点
所得の種類は「給与」「年金」「事業」に別々に記入してください。まとめて記入されますと所得金額、控除金額が変わりますので必ず分けてください。
※年間総所得金額の算出方法は、申込案内書15~19ページを参考にしてください。

該当する項目を必ず1つ以上「○」してください。(複数回答可)

住宅困窮理由(該当するものに○)	住宅以外の場所に居住	崩壊の危険がある又は衛生環境が悪い住宅に居住	他の世帯と同居	住宅の規模や設備、間取りが合っていない面積(㎡)	立ち退き要求を受けている	家賃が高い※現状家賃記入(80,000円)	その他※内容を記入
------------------	------------	------------------------	---------	--------------------------	--------------	-----------------------	-----------

結婚予定日 離婚予定日 出産予定日 持家売却契約日

※下記の点線枠内 [] は記入しないでください。

控除額	同居親族(本人を除く) 1人:38万	同居しない扶養親族 1人:38万	老人扶養 1人:10万	特定扶養親族 1人:25万	特別障がい者 1人:40万	普通障がい者 1人:27万	寡婦 1人:27万	ひとり親 1人:35万	給与所得者 1人:10万(所得が10万未満の方はその金額)	年金所得者 1人:10万(所得が10万未満の方はその金額)	控除額の合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	万円
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

世帯の月収額 (年間所得金額の合計 - 控除額の合計) ÷ 12か月 = 円

申込状況は毎日公開します。
川西市営住宅管理センター、市役所5階3番住宅政策課前に掲示します。
また、管理センターホームページでもご覧いただけます。

抽選番号

はがき（記入例）

- 下のはがきは、あなた様宛に送りますので住所は正確に記入してください
- はがきは 2 枚あります（抽選番号通知用、抽選結果通知用）

はがき 2 枚とも 63 円
切手を貼ってください

郵便はがき

63円

切手を必ず
貼って下さい

6 6 6 0 0 1 6

記入箇所は 3 ヶ所あります。
（郵便番号・住所・名前）

川西市中央町 3 - 2 川西北ビル

（申込者氏名） 川 西 一 郎

《返送先》

川西市営住宅管理センター

申込に必要なもの

1. 川西市市営住宅入居申込書
2. はがき 2 枚（抽選番号通知用と抽選結果通知用）

※すべての必要書類が揃っていないと申請は無効となります。

※案内書に挟んである封筒にて入居申込書とはがき 2 枚を郵送してください。

※申し込み時点では住民票や課税証明書等証明書類は必要ありません。

【資料7】

入居申込案内書 語句の説明

申込案内書の記載内容には「聞きなれないことば」が多いと思われます。
ここでは、それらのことばを抜き出し、説明させていただきます。

語句	語句の意味	参考
年 齢	本紙に記載されている年齢は「令和3年11月17日時点の満年齢」です。	全文
優先枠住宅	一定の条件に該当されている方のみが応募できる住宅です。 (条件) 高齢者世帯、中度以上の障がい者がいる世帯、ひとり親世帯、生活保護者世帯、DV(配偶者からの暴力)被害者のいる世帯、被災者世帯、引揚者世帯、犯罪被害者世帯	P 4 P 8
シルバー ハウジング	満60歳以上の方を対象とした住宅です。生活援助員による生活支援、緊急通報システムの設置により高齢者が安心して暮らせるよう配慮された住宅です。 ◎ 家賃、共益費以外に別途サービス費用が必要です。 月額金額 0円～4,900円 ※サービス費用以外にNTTアナログ回線の接続が必要です。 ※サービスの月額金額は前々年の所得税額で決まります。	P 8
収入基準	「政令月額額の上限金額」を団地ごとに定めたものです。 上限を超えている場合は応募できません。	P 1 4
裁量階層世帯	一定の条件に該当される世帯をいいます。 ◎ 条件に該当される方は募集住宅応募時の「政令月額額の上限」が変わります。	P 1 4
政令月額額	下記の計算式で算出できます。 (年間総所得金額 - 控除額) ÷ 12 = 政令月額額 ◎ 20・21ページの【資料4】の記入例を参考にして計算してください。	
年間総収入金額	前年中、収入があった額の合計金額をいいます。 給与、年金、事業等それぞれの年間収入金額の合算になります。 年間総収入額 = 給与収入 + 年金収入 + 事業収入等 ◎ 「申込書」の年間総収入金額欄に記入の際は上記で該当される所得を別々に記入してください。	P 1 5 ～ P 1 7
年間総所得金額	給与所得、年金所得、事業所得等をそれぞれの収入金額の計算式にあてはめて金額を算出してください。 年間総所得額 = 給与所得 + 年金所得 + 事業所得等 ◎ 20・21ページの【資料4】の記入例を参考にして計算してください。 ◎ 「申込書」の年間総所得金額欄に記入の際は上記で該当される所得(給与、年金、事業)を別々に記入してください。	
控 除 額	申込者の状況により所得金額から控除されるものです。 ・同居親族 ・同居しない扶養親族 ・老人扶養親族 ・特定扶養親族 ・障がい者(特別障がい者、障がい者) ・寡婦 ・ひとり親 ・給与所得者 ・公的年金等所得者	P 1 8 P 1 9



営業時間 月曜～金曜 9：00～19：00（年末年始・祝日除く）

電話番号 （072）740-1090

注意 当センター入居ビル（川西北ビル）には駐車場・駐輪場は
ございませんので、市役所駐車場・駐輪場をご利用願います